

る。「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」が、8月28日にまとめた「公共工事の品質確保に関する当面の対策」に不当断売や不正取引などに対する監視の強化が盛り込ま

国交省と公取委、15日合意へ

国会などとの間では、対象を建設業者の行為に限定し、不当陳売や虚偽的事実品質確保に関する議員で自薦することにした。3回目の衆会を15日に開いて協力スキームについて法令順守の徹底・低価格対策・建設業者に対する見・情報交換を行う予定だ。受注回線検討委員会の取

会議は不定期に開かれてゐる。自民党の「公共工事品質確保に関する議員連合会」で合意することにした。

対策▽建設業者に対する法令順守の徹底▽低価格受注回避検討委員会の取

見・情報交換を行う予定だ。

対策▽建設業者に対する見・情報交換を行う予定だ。

地位の活用などの違反被
疑行為に関する情報収集
に協力して取り組む。国
交省の建設業監督部局の
職員に公取委の職員と同
様の権限を持たせるた
め、併任辞令の発令につ
いても合意する。

両者が情報収集で協力

す。この「国格愛護」で下請業者などにしわ寄せを与えるといった法令違反行為を、より排除しやすくするための一環である。

国交省の立ち入り調査などでは法令違反の疑いがある行為が明らかになれば、公取委への通報・連絡がスムーズに行われ、独禁法違反での摘発も行いやすくなる。

国交省は3月末までに、建設業法19条に禁止規定がある「不当に低い請負代金」についての考え方を整理しており、こ